

審判講習会資料

主催 (一財) 広島県剣道連盟

主管 呉地区剣道連盟
海上自衛隊地区剣道連盟

期日 平成30年5月26日(日)

場所 呉市スポーツ会館

1 平成29年度剣道事業計画

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判員として適正な試合運営能力および指導力の向上のため実践的な研修を行う。
- (2) 研修会・講習会を通して女子審判員の育成、審判技術の向上を図る。
- (3) 各国の審判員育成ならびに審判技術の向上に向け支援を行う。
- (4) 剣道用具等の仕様の適正化を図る。

2 審判員の目的

審判員の目的は試合・審判規則を正しく運用し、試合によるすべての事実を正しく判断し、決定することである。

3 審判員の任務

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図り、必要に応じて善導する教育的任務もある。さらに、審判員の使命は何か、任務は何か、資格は何かを自覚する必要がある。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。従って審判員は独善や主観でない妥当性と客観性に基づいた自己の心の判断によって判定しなければならない。そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

4 審判員の心得

(1) 一般的要件

- ア 公正無私であること。
- イ 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- ウ 剣理に精通していること。
- エ 審判技術に熟達していること。
- オ 健康体で、かつ活動的であること。(二日酔い、風邪をひいては駄目)

(2) 留意事項

- ア 服装を端正に保つこと。
- イ 姿勢・態度・所作などを厳正にすること。
- ウ 言動が明晰であること。
- エ 数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。
- オ よい審判を見て学ぶこと。

5 重点事項

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもとに次の事項に留意して適正な審判運営に努め試合の活性化を図る。

- (1) 試合内容を正しく判定する。
試合・審判規則の厳正な運用を進めるとともに、指導法との連携を図る。
- (2) 有効打突を正しく見極める能力を養う。
審判能力の向上
- (3) 反則（禁止行為）の厳正な判断と処置をする。
質の高い剣道の普及発展に努める。
試合内容の充実を図る。

6 審判員の所作の重点事項

審判員は、試合・審判規則を厳正に運用し、審判能力の向上ならびに試合内

容の充実を図ることにより試合者からも、指導者（監督）からも、観衆からも

信頼される審判員になるように努める。

- (1) 審判員の待機席での審判旗の持ち方（審判会議で統一しておく）
 - ア 座った位置で、右手で持って右太ももの上に真っ直ぐに置いて右手の下に隠すようにする。
 - イ 両大腿部に旗を横に置いて両手で隠すように持つ。
いずれでも良いが、バラバラにならないように審判会議で統一するように努める。
- (2) 団体戦の場合は、全剣連主催の試合での審判員は、1試合ごとに交代する
ようにしている。その際、前の審判が回れ右をして退場しようとし始めたとき、次の審判員が歩調を合わせて試合場に向かうようにする。これをスムーズにすることによって時間短縮につながる。
- (3) 新たに審判する3人は前進して主審が試合場の中心で止まる位置の歩数をあらかじめ測っておくと（副審も同様）同じ位置で止まり、間隔はいつも同じですぐに試合場に入れる。
- (4) 審判員は、試合場に入る前の礼は行わない。この際、審判旗の旗の部分を持たない。柄の部分を持って手のひらの中に柄の尻が隠れるように持ち、旗が開かないように人差し指と中指で旗の巻いてある部分を押しやる。
- (5) 副審は、開始線の内側を通過して定位置につくが、この際目線を下げずに堂々と胸を張って進む。
振り返って姿勢を整え、主審・副審一緒に旗を開く。
審判の立つ位置については、境界線の1m内側と規定されているが、こ

れは11m四方の境界線を取れる会場の場合と規定されている。従って9m、10mで境界線を作られた試合場では、少し境界線へ近づくのは当然のことである。

- (6) 試合者は、蹲踞の際に開始線を踏んでも良い。開始線の内側から中心まで

3

が1.4mと決められており開始線を踏み越えなければ問題ない。下がるように指導する必要はない。

- (7) 審判の姿勢

両旗は体側につける。その際、踵は閉じる。

- (8) 有効打突の時の旗の上げ方については、体側の斜め上方(45度という文言はなくなったが、やはり45度が目標である)体の真横に上げるであって前ではない。また、有効打突を表示する際、やや手首を内旋させて旗を上げると肘が伸びる。

- (9) 審判員は、自信を持って旗を上げる。他の審判に左右されない。

- (10) 中止の時は、「止め」と声をかけると同時に真上に旗を上げる。前ではない。

- (11) 竹刀落としなど反則の際は、落とした瞬間あるいは場外に出た瞬間に斜め下に旗を表示する。もとに戻ってから表示するのではない。

- (12) 境界線に足が一部でもかかっている場合、場外反則ではない。完全に片足が出た場合のみ場外反則である。

- (13) 審判員が移動する際の足の運びは、1歩の際は送り足、2歩以上は歩み足でスムーズに行う。

- (14) 位置取りは、主審がスムーズに素早く取ってやるのが大切である。そうでなければ、副審が動きにくい。3人の連携が大事である。常に他の審判員の姿が視野に入っているようにする。

- (15) 勝ちを宣告する際は、「勝負あり」と宣告すると同時に旗を降ろす。この所作は、1本取った後の2本目と同じである。宣告してから降ろすのではない。

- (16) 試合が終了した際も、主審、副審は一緒に旗を巻いて閉じる。所作を一緒にすることで統一感が出る。

その際、白旗は汚れが目立つため先に2から3回巻いてその上に赤旗を重ねて巻くようにする。

7 実際の運用について

- (1) 試合内容を正しく判定する。

剣道試合・審判規則の第1条「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合

をし、適正公平に審判すること」とある。これは、「剣の理法の修練による人間形成の道である。」という剣道理念を踏まえ、試合を通じて日本の伝統文化である剣道を正しく継承し、人間形成を醸成する目的で制定されたものである。

(2) 有効打突を正しく見極める能力を養う

4

有効打突を正しく判断する要件

ア 充実した氣勢

(心身ともに気合が充満していて、相手を圧倒する勢い)

イ 適正な姿勢をもって

(打突した時の体勢と打突方向が一致し、体制が安定している)

ウ 竹刀の打突部で

(物打ちを中心とした刃部。弦の反対側)

エ 打突部位 (P、27規則、第3図)

オ 刃筋正しく打突し

(竹刀の打突の方向と刃部の向きが同一方向)

カ 残心あるものとする

(打突後の身構え、気構え)

有効打突に結びつく正確な打突には、気剣体に一致が必要になる。

接 点

甘い判定 ⇔ 厳しい判定

縮める

判定にあたって

ア 有効打突の要件は、ひとつでも該当しない場合は有効打突とすべきではない。(機会、間合い、体裁き、冴え、強弱) に関しては習熟度や玄妙な技では判定基準が変わる。

イ 有効打突の判定に対してきちんと責任を持たなければならない。なぜ有効打突にしたか、しなかったか誰もが納得できる説明ができること。(客観性)

ウ 安易に相打ちですませてしまうことがあるが、相打ちはまず無いと考えて対処しなければならない。

エ 打突後、試合者に不適切な行為があった場合は、有効打突を取り消す。(P、16規則27条：主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。)

(3) 反則(禁止行為)の厳正な判断と処置をする。

ア 反則事項の見極め (P、8手引き)

違法、不当、適法、適正などの観念を正しく解釈しなければならない。

イ 反則事項について実践的見識を高める。

反則は違法であるから、これを厳しく取り締まる。

違法は規則に反する行為「禁止事項」(P、8規則第3章禁止行為)

5

第15条 禁止物質を使用もしくは所持し、または禁止方法を実施すること。

(非礼な言動)

第16条 試合者が、次の各号の行為をすること。

- ・ 定められた以外の用具(不正用具)を使用する。
- ・ 相手に足を掛けまたは払う。
- ・ 相手を不当に場外に出す。
- ・ 試合中に場外に出る。
- ・ 自己の竹刀を落とす。
- ・ 不当な中止要請をする。
- ・ その他、この規則に反する行為をする。

不当は違法とまでは言えないが一般的な通常概念を超えた行為

ウ 場 外

- ・ 試合の現象だけを見て、安易に判断しない。
- ・ 一連の経過の中から、現象として「結果」とともに、その根底にはどのような「原因」があったかという関係を見極め、規則に基づいて判断しなければならない。
- ・ 何かおかしいと感じたら、合議の対象としてよい。勇気ある決断をもって、不当な行為を見逃さない。
- ・ 場外に出た事実だけを捉えて、場外に出た側をただ単に反則とする事例を見かけるが、「不用意に自分から場外に出てしまったのか」それとも「相手が不当に突き出したのか」などを見極めなければならない。十分戦わせて、場外の原因を判定する。

エ 鏢競り合い

安易に時間を浪費しない。鏢と鏢が競り合う。長く続く場合は

- ・ 正しい鏢競り合いをしているか。「膠着」と
- ・ 打突の意思があるか。 「不当な鏢競り合い」の
- ・ 別れる意思があるか。 「見極めと処置が必要」

不当な鏢競り合いは即座に発見し、合議により判定する。主審の運営義務

主審の専決事項：膠着や不当な鏢競り合いである試合において副審が頻繁に「止め」をかけることがあったという裏事情から主審の専決事項になった経緯がある。ただし、脇に挟むなどの行為があり主審側から見えなかった場合は副審も指摘できる。

- ・ 裏交差で瞬間的に崩して打つのはよい。

6

- ・ すぐに返す努力をしているか。
- ・ 右拳は中心より右側にする。
- ・ 右肩が極端に前になっている鏢競り合いは、長く続けば反則
- ・ 双方に反則はあり得ない（どちらに原因があるか僅差を見逃さない）

- 判定に関する権限は審判3人が同等であるが「膠着」や「不当な鏢競り合い」に関する処置は試合運営に関わる「主審の専決事項」である。したがって、「副審」は「止め」を宣告することができない。

* 弦（つる）が回ることへの注意：副審は、中断の際などに主審に声をかける。

主審は、副審から指摘されても必ず自分の目で確認してから注意する。（主審の専決事項）

（4）審判員の位置取りと対応の仕方

判定をより正確に、確実なものにする。

ア 試合者の動きに合わせて、3人の連携やバランスを保ちながら、臨機応変に一番見えやすい位置を確保する。（先取り）

イ 主審を頂点とした二等辺三角形を維持する。

ウ 時には、副審が頂点になる場合がある。（誰かが頂点）

エ 上段の場合、副審同士が近くなる。（突き垂れが腕で隠れる）

オ 主審、副審の距離がかわらないように。

カ 主審は、試合者と正三角形を保つ。

キ 常に他の審判が視野に入っているように。「審判員の任務」に「審判員相互の旗の表示を確認する。」（P、14細則4）とあるが、視野に入っていないければ確認できない。

ク 審判員が全員一方に寄り集まった場合は、直ちに「止め」をかけることが賢明である。

（5）中止宣告

正しい判断で中止宣告（P、14規則第24条3に「緊急時は試合中止の表示と宣告することができる。」とあるように緊急時は「副審」も「止め」を宣告することができる。

ア 「緊急時」とは、すなわち「負傷や事故」「危険防止」「竹刀操作不能の状態」である。

イ 危険の時、主審任せにしないで「副審」も「止め」をかける（大きな声で宣告する）副審の「止め」で時計は止まる。

ウ 合議は速やかに結論（取り消し、錯誤、事実の不明瞭、運用実施の疑義）「確認をとる時間」という認識を持つことが大切である。

エ 試合の中断をできる限り少なくする。

8 まとめ

(1) 規則を正しく理解する。

(2) 試合者の「錬度」を正しく認識する。

(3) 多様な動きに対して機敏に対応する。

(4) 信念をもって決断ある行動ならびに判定をする。

(5) 審判員 3 名は協調して試合を運営する。

* 原則として最初の試合者、審判の位置関係を保つ。

* 審判がよくなれば、試合がよくなる。試合がよくなれば、剣道がよくなる。